

道歯・日歯・(株)道歯企画

各種共済制度・各種保険 のしおり



観北海道歯科医師会

〒060-0031 札幌市中央区北1条東9丁目11番地

電話 011 (231) 0945

FAX 011 (271) 7514

目 次

1. 道齒休業補償共済制度.....	1
2. 道齒災害共済制度.....	3
3. 日齒福祉共済制度.....	6
4. 日齒年金制度.....	8
5. 歯科医師国民年金基金制度.....	11
6. 小規模企業共済制度（院長退職金）	16
7. (株)道齒企画取扱各種保険.....	19
8. 幹旋融資制度.....	23

1. 道歯休業補償共済制度

病気やケガで入院をした場合に入院給付金をお支払いする会員の相互扶助を目的とした共済制度です。

* 加入資格

新しく会員になられる方（満60歳まで）は必ず加入していただきます。

* 加入手続き

入会の手続きと同時に所定の申込書に負担金を添えて所属の郡市区歯科医師会に提出していただきます。

* 負担金

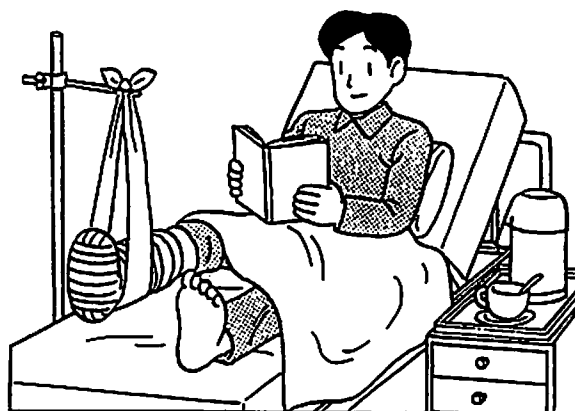
負担金 年額12,000円
徴収月 毎年4月の1回。
負担金は満70歳となられた翌年度より免除となります。

* 資格の喪失

本会を退会した時。または1年以上負担金を納入しない場合は資格を失います。

* 受給権の発生

この制度に加入した日から受給権が発生します。



■ 給 付

(給付金額)

入院1日につき下記金額が給付されます。

60歳未満	18,000円
60歳以上	15,000円

(給付日数と給付条件)

- ・給付日数は年間60日です。
- ・免責期間はありません。1日の入院でも給付が受けられます。
- ・加入時からの総給付日数が120日を超えた場合は給付金が半額となります。
- ・70歳まで給付が受けられます。
- ・75歳まで給付が延長されます。
- ・*70歳までの総給付日数が60日に達していない方は、75歳までの間に60日に満たない日数分の給付が受けられます。

(給付申請)

- ・所定の給付申請書により、前月分を所属の郡市区歯科医師会を経て翌月7日までに北海道歯科医師会に申請して下さい。
- ・準会員は、直接北海道歯科医師会に申請していただきます。
- ・申請が3カ月以上遅れたときは給付の権利を失いますのでご留意下さい。

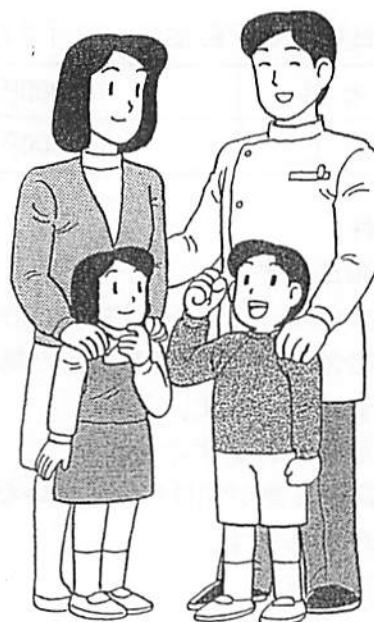
※税務上の取扱いについて

所得税法上の課税について	法人税法上の課税について
(1)共済負担金（掛金）の税務処理 家事費 (2)共済給付金を受取った場合の税務処理 非課税	(1)共済負担金（掛金）の税務処理 医療法人としての加入は認められていないが、現実には当該法人が共済負担金を納付している場合には、役員個人に対する立替金（貸付金）若しくは給与の上積等の税務処理をする。 (2)共済給付金を受取った場合の税務処理 会員個人が受取るべき給付金として税務処理をする。

(註)加入口数の特別措置

旧規則のもとで2口以上加入していた方については次の取扱いとなります。

- ・ 加入口数を継続することができます。
（負担金及び給付金についてはそれぞれ口数に応じて異なります）
- ・ 満60歳に達した方は翌年度より1口加入となります。



2. 道 歯 災 害 共 済 制 度

会員が所有、又は借り受けている就業所、若しくは住宅が万一災害等にあったときに、会員相互扶助の精神に基づき安い負担金で大きな補償をしようという、民間の保険会社にはない道歯独自の共済制度です。

* 加入資格

新しく会員になられた方は必ず加入していただきます。

* 加入手続き

入会の手続きと同時に所定の申込書に負担金を添えて所属の郡市区歯科医師会に提出していただきます。

* 負担金

・負担金は次のとおりです。(1物件につき年額5,000円)

開業医(就業所、自宅) 2物件	年額 10,000円
勤務医(自宅) 1物件	年額 5,000円

- ・住宅と就業所が同一の建物内にある場合は、その物件は2物件とみなします。
- ・徴収月 毎年5月の1回。
- ・終身会員(在会30年以上・70歳)の方で25年間負担金を納入された方は翌年度から負担金は免除されますが、受給資格はなりません。

* 共済金受給資格

加入日から受給資格が得られます。

* 資格の喪失

本会を退会した時。または1年以上負担金を納入しないときは資格を失います。

■ 給 付

指定物件として届出された住宅及び就業所の建築物が、次ページに該当する被害にあった場合に共済金が給付されます。

- ・住宅と就業所が同時に被災したときは、損害割合の大きい1物件に対して共済金が支給されます。
- ・指定物件を異動されたときは、すみやかに変更事項の届出をしてください。

* 共済金請求手続き

所定の請求書に必要書類を添付して、所属の郡市区歯科医師会を経て3ヵ月以内に北海道歯科医師会に請求してください。

* 共 済 金

- ・火災又は爆発等、航空機等よりの落下物、自動車等の飛込みにより指定物件に損害を受けたときの災害共済金。

被 災 割 合	金 額
10 % 程 度	150万円以内
20 % 程 度	300万円以内
30 % 程 度	450万円以内
50 % 程 度	750万円以内
70 % 程 度	1,000万円以内
70 % 程 度 以 上	1,500万円以内

- ・隣接建物火災消防のための放水により指定物件に損害を生じたときは、150万円以内で支給する。

- ・水害により指定物件に損害を生じた時の災害共済金

被 災 割 合	金 額
床 下 浸 水	100万円以内
床 上 浸 水	150万円以内

ただし、床下浸水による給付は、ボイラー等の付帯施設設備に損害を生じた場合に限りま
す。

* 民間の保険会社に加入されていても、共済金は
上記の通り支給されます。

※税務上の取扱いについて

所得税法上の課税について	法人税法上の課税について
(1)共済負担金（掛金）の税務処理 ア. 就業所部分に相当する共済負担金 ……………必要経費 イ. 住宅部分に相当する共済負担金 ……………家事費 (2)共済金を受け取った場合の税務処理 ア. 就業所部分に対する共済金 ……………資産損失（必要経費） の補てん金として計算 イ. 住宅部分に対する共済金 ……………雑損控除計算上の補てん金 ウ. 上記ア. イの結果共済差益金が生じた場合……………非課税	(1)共済負担金（掛金）の税務処理 医療法人としての加入は認められていないが、現実には当該法人が共済負担金を支払っている場合 ア. 就業所部分に相当する共済負担金 ……………損金算入 イ. 非就業所部分（自宅）に相当する共済負担金 ……………当該役員に対する立替金（貸付金）若しくは給与の上積等とする。 (2)共済金を受け取った場合の税務処理 ア. 上記アの就業所部分に対する共済金……………当該法人の総益金（雑益勘定）に算入 イ. 上記イの非就業所部分（自宅）に対する共済金 ……………所有者個人の雑損控除計算上の補てん金として計算 ウ. 上記イの結果共済差益金が生じた場合……………非課税

3. 日 歯 福 祉 共 済 制 度

会員が死亡した場合に遺族の方に死亡共済金を、また住宅あるいは就業所が火災および災害にあったとき被害見舞として火災共済金又は災害共済金を、身体等の重度の障害により歯科医師免許を取り消されたり、返納した方には慰労の意味で障害共済金の給付を行なう共済制度です。

* 加入資格

新しく日本歯科医師会の会員となられる方は必ず加入していただきます。(満60歳を超えた方は、加入できません)

* 加入手続き

日本歯科医師会への入会手続きと同時に入会申込書に負担金2ヵ月分(17,000円)を添えて、所属の郡市区歯科医師会に提出していただきます。

* 負担金

負担金は月額8,500円を毎月前納のかたちで納入していただきます。
本制度に30年以上在籍し、かつ満80歳以上の会員は翌年度より負担金免除となります。

* 資格の喪失

日本歯科医師会を退会したとき。または負担金を12ヵ月分滞納した場合は受給資格を失います。

* 給付内容

- ①死亡共済金 800万円(45歳未満1,000万円)
- ②障害共済金 800万円(障害一級・二級・三級に認定され免許を返納する場合)
- ③火災・災害共済金 800万円(全焼・全壊・全流失の場合)

* 立替払い・前払い

■立替払い

福祉共済制度に加入していて、高齢、疾病等のため会費や負担金を納入することが困難な場合には、それらについて立替払いをいたします。

■前払い

2種類の前払いがあります。

- (1)立替払いの適用が認められた会員、又は会費及び負担金の納付義務を終了しているがその適用が相当であると認定された会員に年額30万円の前払いをいたします。
- (2)福祉共済制度に加入していて満80歳以上の年齢に達した会員に、死亡共済金一部前払いとして100万円に限り前払いをいたします。
(但し、前払いは死亡共済金の50/100(現行400万円)を限度とします)

※税務上の取扱いについて

所得税法上の課税について	法人税法上の課税について
(1)共済負担金（掛金）の税務処理 家事費 （理由） この制度は、死亡共済、障害共済及び火災・災害共済の３種類の共済を包括した共済であり、その負担金（掛金）がどの共済部分に該当するのか、区分不可能であるところから、所得税法第45条家事関連費の必要経費不算入に該当するためである。 （注）道歯の災害共済制度とは異なる制度である。 (2)共済金を受け取った場合の税務処理 ア．死亡共済金……………一時所得 イ．障害共済金……………非課税 ウ．火災・災害共済金 ……………道歯の災害共済の取扱いに準じ処理	(1)共済負担金（掛金）の税務処理 医療法人の役員個人の加入であるため役員個人が納入しなければならないが、現実に当該医療法人が納入した場合 当該役員に対する立替金（貸付金）若しくは給与の上積等とする。 (2)共済金を受け取った場合の税務処理 ア．死亡共済金……………個人の一時所得 イ．障害共済金……………個人の非課税 ウ．火災・災害共済金 ……………道歯の災害共済の取扱いに準じ処理

4. 日 歯 年 金 制 度

会員の相互扶助を目的とし、歯科医師のゆたかな老後を守るためにつくられた独自の「実績配当型年金制度」です。歯科医師のライフサイクルにあったきめ細やかな内容の終身年金で、生涯にわたって年金給付が受けられます。

* 加入資格と加入日

日本歯科医師会の会員で満55歳未満の方はどなたでも加入できます。加入日は毎月1日。

* 加入手続き

申込用紙に必要事項をご記入の上、北海道歯科医師会にお申し込みください。

* 拠出金額

月額10,000円を単位として100,000円まで拠出することができます。
拠出金の増減は満60歳の誕生日の属する月の前月までできます。

* 拠出金の払込み期間

満60歳の誕生日の属する月の前月まで払い込んでいただきます。
給付開始までの5年間は据置期間となります。

給 付 の 種 類 と 内 容

■終身年金

給付年齢：加入者が満65歳に達したときに給付されます。

年金月額：受給開始年度は†基準年金月額とし、以降、毎年度の月額は、†適用利率に基づき毎年調整します。

給付期間：10年間の保証期間付き終身年金です。

本人の死亡の年度の給付をもって終了となります。

給付月：毎年4回1月、4月、7月、10月にそれぞれ前月までの分を給付します。

†基準年金月額

据置期間終了時の年金原資をベースに、年金受給中の利回りが年2.5%という前提のもと、算定されます。

†適用利率

運用実績をベースに毎年見直されます。

■年金遺族一時払金

年金給付期間が10年未満の受給者が死亡したときは、その遺族に年金遺族一時払金が給付されます。

*年金遺族一時払金の額

終身年金の月額に120ヵ月から本人の受給月数を控除した月数に応じ、†基準利率による数値から算出した金額が支払われます。

†基準利率

基準年金月額を算定するために用いる一定の利率年2.5%

■遺族一時金

加入者が、終身年金の給付開始年齢に達する月の前月までに死亡したときは、その遺族に遺族一時金が給付されます。

*遺族一時金の額

加入月から死亡の月までの拠出金に、適用利率を付利して計算した元利合計額が支払われます。

■中途脱退一時金

原則として中途の脱退はできませんが、やむを得ない理由により脱退するときは、中途脱退一時金を給付します。

中途脱退一時金の額

加入月から中途脱退の月までの拠出金に、適用利率の2分の1を付利して計算した元利合計額が支払われます。

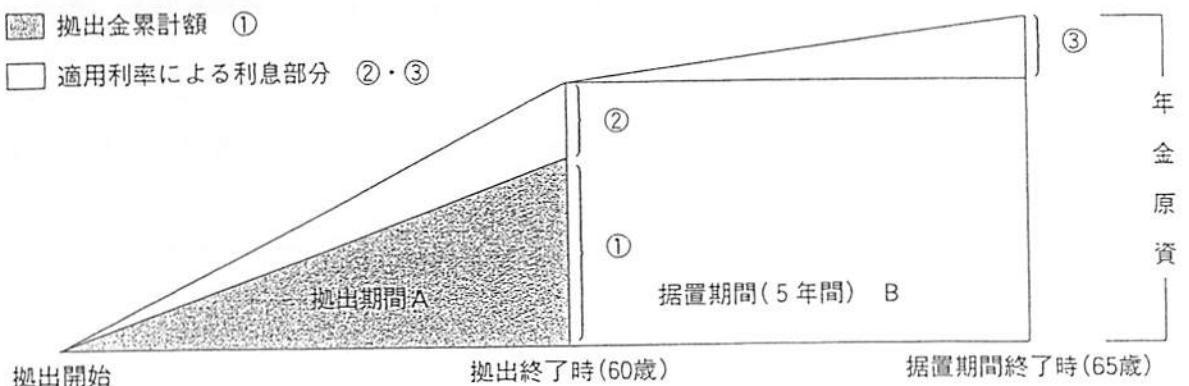
* 積立と給付のイメージ図

積 立

年金月額は、拠出金月額と拠出期間A、据置期間B、受給中の年金運用実績（適用利率）によって決まります。

■ 拠出金累計額 ①

□ 適用利率による利息部分 ②・③



〈拠出終了時〉

拠出金に毎年度の適用利率による利息を付利した額①+②

〈拠出終了時から給付開始時まで〉

①+②の額に毎年度の適用利率による利息を付利した額③

〈給付開始〉

年金原資 (①+②+③) の額をもとに基準年金月額を決定します。

給 付

加入者個々の年金原資をもとに基準年金月額を算定し給付開始初年度の年金月額とします。
その後、毎年度の適用利率に基づき $\uparrow$ 年金月額改定をします。

$\uparrow$ 年金月額改定

年金月額改定時（7月）の前年度の適用利率が、基準年金月額算定の前提として用いた利率年2.5%を上回る場合には、その上回った分を翌年度以降の年金月額に上乘せします。

※税務上の取扱いについて

(1) 拠出金

所得税法上の課税について	法人税法上の課税について
(1) 拠出金の税務処理 家事費 	(1) 拠出金の税務処理 医療法人の役員個人の加入であるため役員個人が納入しなければならないが、現実には当該医療法人が納入した場合には、役員個人に対する立替金（貸付金）若しくは給与の上積等の税務処理をする。

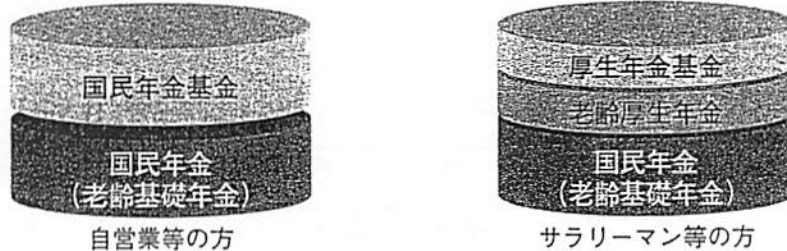
(2) 年金を受取った場合の税務処理

種 類	内 容
終 身 年 金	年金給付額から本人拠出相当分を控除した金額（利息相当分）が雑所得となります。 受給者には、年1回1月給付分の「年金ご送金のお知らせ」で前年の雑所得額を通知いたします。
年 金 遺 族 一 時 払 金	終身年金を受給していた会員が死亡した場合、年金遺族一時払金の総額が相続財産となります。
遺族一時金 死亡給付金	一時金および死亡給付金ともに相続財産となります。
中 途 脱 退 一 時 金	一時金支払総額から本人拠出相当分を控除し、さらに一時所得の特別控除額（年間50万円）を控除した金額が一時所得となります。

5. 歯科医師国民年金基金制度

国民年金基金は、ゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上乗せする給付を行う公的な年金制度です。(ご加入は任意です)。

国民年金基金制度が創設されたことによって、自営業などの方々の公的な年金は「2階建て」になります。



国民年金基金には「地域型」と「職能型」の二種類があります。

地域型国民年金基金は、各都道府県に一つ設立されています。職能型国民年金基金は、同じ職種の国民年金の第一号被保険者で組織する基金で、25の職種ごとに全国規模で各一つ設立されています。

歯科医師国民年金基金の加入資格については、次の条件を二つとも満たしている方です。

1. 日本国内に居住している国民年金の第一号被保険者
2. 歯科診療所に従事する歯科医師

歯科医師国民年金基金は職能型の基金となりますので、歯科医師の免許をお持ちの方のみご加入いただけます。したがって、歯科医師の免許をお持ちでない配偶者の方は、住所地にある地域型国民年金基金にご加入いただくことになります。

加入申出については、歯科医師国民年金基金へ「加入申出書」を直接ご提出ください。

フリーダイヤル 0120-155-950

国民年金基金に加入した方は、次のいずれかに該当したとき加入資格を喪失します。

- ①60歳になったとき
- ②国民年金の第1号被保険者でなくなったとき
- ③歯科診療所に従事しなくなったとき
- ④海外に転居したとき
- ⑤国民年金の保険料を免除されたとき (一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予を含む)
- ⑥農業者年金の被保険者になったとき
- ⑦死亡したとき

加入員の資格を喪失した場合でも、それまで基金に納付された掛金はお返しすることはありません。その掛金は受給年齢に到達するまでお預かりして、将来年金として支給されます。

国民年金基金への加入は任意ですが、一旦ご加入いただいた場合は、ご自分の都合で任意に脱退することはできませんので、ご注意ください。

* 歯科医師国民年金基金の特長 (メリット)

メリット1：将来の年金を自由に設定できます

将来受け取る年金額は、ご自身の老後のプランと現在の生活状況に合わせて、ご自分に合った年金を自由に設計することができます。

メリット2：掛け捨てのない保証期間付きの年金があります

万一、保証期間中に死亡した場合には、遺族一時金が支給されます。

メリット3：税制上の優遇措置があります

掛金が全額社会保険料控除の対象になります。(詳細後述)

メリット4：所得の変動に柔軟に対応できる年金制度です

2口目以降の加入口数はご希望により増口したり減口したりすることができます。

○年金の種類はどのようなものがありますか？

年金の種類

平成21年4月改訂

平成21年4月改訂

選択	区分		給付の支給期間					保証 期間 ※	1口当たりの年金額（月額）			
									加入時年齢			
			60歳	65歳	70歳	75歳	80歳		～35歳	～45歳	～50歳	50歳超
必ず 選択し てくだ さい	1口目	終身年金	A型	(待機 期間)	終身			15年	2万円	1.5万円	1万円	により相違します 加入時年齢（月額）
					保証期間			なし				
			B型		終身				NEW!	NEW!		
選択は自由です（重複可）	2口目以降	終身年金	A型	(待機 期間)	終身			15年	1万円	5千円		加入時年齢（月額）により相違します
			B型		終身			なし				
		確定年金	I型	(待機 期間)	15年			15年				
			II型		10年			10年				
			III型		15年			15年				
			IV型		10年			10年				
			V型		5年			5年				
					保証期間							
					60歳	65歳	70歳	75歳	80歳			

* 保証期間内に死亡された場合は、一時金が支給されます。

○口数はどのように選択するのですか？

まず1口目の終身年金(A型、B型)のいずれかを選択します。

さらに、2口目以降は自由に選択できます。

※1口目を含めた終身年金(A型、B型)の年金額の合計が、全体の半分以上になるよう選択します。

終身年金(A型、B型) ≥ 確定年金(I型、II型、III型、IV型、V型)

※掛金の上限は月額68,000円です。(個人型確定拠出年金にも加入している場合、合わせて68,000円です。)

○毎月の掛金はどのくらいになりますか？

終身年金A型の掛金月額表

(単位:円)

給付の型 加入時年齢	男 性				女 性			
	1口目		2口目以降		1口目		2口目以降	
	年金 月額	終身年金 A型	年金 月額	終身年金 A型	年金 月額	終身年金 A型	年金 月額	終身年金 A型
24歳1月～25歳0月		7,620		3,810		8,830		4,415
25歳1月～26歳0月		7,920		3,960		9,180		4,590
26歳1月～27歳0月		8,240		4,120		9,550		4,775
27歳1月～28歳0月		8,580		4,290		9,940		4,970
28歳1月～29歳0月		8,940		4,470		10,360		5,180
29歳1月～30歳0月		9,320		4,660		10,810		5,405
30歳1月～31歳0月		9,740		4,870		11,290		5,645
31歳1月～32歳0月		10,180		5,090		11,800		5,900
32歳1月～33歳0月		10,660		5,330		12,360		6,180
33歳1月～34歳0月		11,180		5,590		12,950		6,475
34歳1月～35歳0月		11,740		5,870		13,600		6,800
35歳1月～36歳0月		9,255		3,085		10,725		3,575
36歳1月～37歳0月		9,750		3,250		11,295		3,765
37歳1月～38歳0月		10,290		3,430		11,925		3,975
38歳1月～39歳0月		10,890		3,630		12,615		4,205
39歳1月～40歳0月		11,535		3,845		13,365		4,455
40歳1月～41歳0月		12,270		4,090		14,205		4,735
41歳1月～42歳0月		13,065		4,355		15,135		5,045
42歳1月～43歳0月		13,965		4,655		16,170		5,390
43歳1月～44歳0月		14,985		4,995		17,340		5,780
44歳1月～45歳0月		16,125		5,375		18,675		6,225
45歳1月～46歳0月		11,630		5,815		13,460		6,730
46歳1月～47歳0月		12,640		6,320		14,630		7,315
47歳1月～48歳0月		13,830		6,915		16,000		8,000
48歳1月～49歳0月		15,230		7,615		17,610		8,805
49歳1月～50歳0月		16,910		8,455		19,560		9,780
50歳1月以上	年金額は加入時年齢(月単位)によって異なります。 詳しくは基金にお問合せください。							

この他にも、さまざまな年金がございます。(12頁参照)

○どのような税制上の優遇措置がありますか？

税制上の優遇措置

◆支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

■軽減額速算表

基金掛金月額○○円×12ヶ月×あなたの税率○○%＝軽減額(概算)○○円				
課税所得金額	所得 税	住民税		合計負担率
		都道府県	市区町村	
195万円以下	5%	4%	6%	15%
330万円以下	10%			20%
695万円以下	20%			30%
900万円以下	23%			33%
1,800万円以下	33%			43%
1,800万円超	40%			50%

※この速算表には、定率減税等の暫定措置は含まれていません。また、軽減額は概算です。
 ※課税所得とは、所得から各種所得控除を差し引いた額です。

計算例 … 30歳1月の男性 課税所得金額400万円

1口目A型9,740円＋2口目以降A型3口14,610円に加入されている場合

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基金掛金月額} & & & \text{税率} & & \text{軽減額(概算)} & \\ 24,350\text{円} & \times & 12\text{ヶ月} & \times & 30\% & = & \underline{87,660\text{円}} \end{array}$$

◆受け取る年金には、公的年金等控除が適用されます。

◆遺族の方が受け取る一時金は非課税です。

公的年金等控除について（平成17年度分以降）

— 国税庁HPより一部抜粋 —

公的年金等控除額

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の 人	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	公的年金等の収入金額×25%＋37.5万円
	410万円超770万円以下	公的年金等の収入金額×15%＋78.5万円
	770万円超	公的年金等の収入金額×5%＋155.5万円
65歳未満の 人	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	公的年金等の収入金額×25%＋37.5万円
	410万円超770万円以下	公的年金等の収入金額×15%＋78.5万円
	770万円超	公的年金等の収入金額×5%＋155.5万円

〔注〕 その人の年齢が65歳以上であるかどうかは、その年の12月31日の年齢によって判定されます。したがって、平成18年分については、昭和17年1月1日以前に生まれた人が65歳以上の人となります。

公的年金等に係る雑所得の速算表（平成18年分）

受給者の 年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等に係る雑所得の 金額
65歳 以上 の人	330万円未満	(A)－120万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×75%－375,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%－785,000円
	770万円以上	(A)×95%－1,555,000円
65歳 未満 の人	130万円未満	(A)－70万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×75%－375,000円
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%－785,000円
	770万円以上	(A)×95%－1,555,000円
65歳以上の人（平成16年1月1日以前に生まれた人）		
65歳未満の人（平成16年1月2日以後に生まれた人）		

歯科医師国民年金基金

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-4-4

ハリファックス九段ビル8階

電話 03-3262-9294 ファックス03-3262-9298

フリーダイヤル 0120-155-950

HP : <http://www.npfunddent.or.jp>

MAIL : info@npfunddent.or.jp

6. 小規模企業共済制度

(院長退職金)

「小規模企業共済制度」は、個人事業主が将来事業を廃止した場合や第一線を退いた時などに備え、その後の生活の安定のために資金をあらかじめ積み立てておく共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

税制面でも優遇された制度となっております。

(北海道歯科医師会経由でご加入いただきますと、加入及び共済金請求手続等は北海道歯科医師会が行います。また、中小企業基盤整備機構より加入促進手数料が入りますので、それを各郡市区歯科医師会に還元して会の運営に役立たせていただいております)

制度の特色

* 掛金は全額所得控除

掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税所得から控除できます。

* 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い

税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

* 貸付制度

加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛金の範囲内で事業資金の貸付け(一般貸付け・傷病災害時貸付け・創業転業時貸付け・新規事業展開等貸付け・福祉対応貸付け・緊急経営安定貸付け)が受けられます。

加入と給付

(1) 加入できる方

常勤の従業員が5人以下の医院を営んでいる院長が加入できます。

(医療法人の場合は加入できません)

(2) 掛金月額

掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内で(500円単位で)選択できます。

(掛金は預金口座からの振替となります)

(3) 共済金等の支払

加入者に生じた共済事由により共済金A、共済金B、準共済、解約手当金のいずれかが支払われます。

A 共済金事由

■ 歯科医業の廃止

(事業主の死亡も含む)

B 共済金事由

■ 老齢給付

(65歳以上で180カ月以上掛金を納付した場合は、受給権があります)

準共済事由

■配偶者、子への事業譲渡

解約事由

■任意解約

■12カ月以上の掛金の滞納

- ・医療法人になった場合は、すみやかに共済金の請求を行って下さい。

共済金A事由（歯科医業の廃止）手続をいたします。

- ・共済金A及び共済金Bについては、「一時払」、「分割払」、「一時払と分割払の併用」（但し、死亡の場合は、「一時払」のみとなります。）のいずれか一つの方法により、また準共済金及び解約手当金については、一時払で支払われます。

*「分割払」

分割払を選択できる加入者は、共済金の支払額が300万円以上で共済事由が生じた日に満60才以上である方です。

共済金は、10年間又は15年間（加入者の選択による）にわたって年4回2月、5月、8月及び11月に支払われます。

※「一時払と分割払の併用」

一時払と分割払の併用を選択できる加入者は、分割で受け取る共済金の額が300万円以上で、かつ、一括で受け取る共済金の額が30万円以上である方です。

基本共済金等（一時払い）の額

掛金月額 10,000円の場合の例

掛金納付年数 (月)	掛金合計額	共 済 金 A	共 済 金 B	準 共 済 金	解 約 手 当 金
5年(60月)	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	■掛金納付月数に応じて、 掛金合計額の80%～120% 相当額が受取れます。 掛金納付月数が240か月 (20年)未満での受取額は、 掛金合計額を下回ります。
10年(120月)	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年(180月)	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年(240月)	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年(360月)	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	

(注1) 共済金A、共済金Bは、掛金納付月数が6か月以上の場合に支払われます。(6か月未満の場合は掛け捨てになります。)

(注2) 準共済金、解約手当金は、掛金納付月数が12か月以上の場合に支払われます。(12か月未満の場合は掛け捨てになります。)

(注3) この表の共済金額は、将来受け取る基本共済金の額で、実際に受け取る共済金の額は、付加共済金の額が算定されている場合はその額が加算されます。

(基本共済金とは、掛金月額、掛金納付月数、共済事由に応じて法律により算定される金額です。
付加共済金とは、毎年度の運用収入等に応じて経済産業大臣が定める率により算定される金額です。)

(注4) 上記の共済金等の額は、経済情勢や金利水準が大きく変化したときには、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額及び予想等を基礎として検討がなされ、変更されることもあります。

＊共済金の全部又は一部を分割で受取る場合

分割払で受け取る 共済金の額 (分割払対象額)	分 割 共 済 金			
	10 年 分 割		15 年 分 割	
	3 ヶ月ごとに	支 払 総 額	3 ヶ月ごとに	支 払 総 額
3,000,000円	78,900円	3,156,000円	54,000円	3,240,000円
5,000,000円	131,500円	5,260,000円	90,000円	5,400,000円
10,000,000円	263,000円	10,520,000円	180,000円	10,800,000円

(注1) 分割共済金の額については源泉徴収前の金額を掲載しています。

＊税法上の取扱いについて

(1) 掛金は全額所得控除されます。

＊ 歯科医師国民年金基金 減税額一覧表参照 (P17)



(2) 共済金等を受け取る場合の税務上の取扱い

種 類	内 容
一時払共済金	・ 一時払いの共済金A及びB（死亡共済金を除く）並びに準共済金は、税法上退職所得扱いとなります。 ・ 解約手当金、65歳以上の者の任意解約のみ退職所得、それ以外は一時所得扱いとなります。 ・ 死亡共済金は、税法上相続財産となります。
分割共済金	・ 分割共済金は税法上、公的年金等の雑所得の取扱いとなります。（整備機構では、3カ月ごとの支払いの際、所定の所得税額を源泉徴収します） ・ 繰上げ支給される分割共済金は、退職所得扱いとなります。（死亡の場合は相続財産となります）

7. (株)道歯企画取扱各種保険

(株)道歯企画は、北海道歯科医師会及び各郡市区歯科医師会の出資で設立された株式会社です。特に、生命保険・損害保険などは団体で取扱っておりますので、割安でご加入いただけます。なお、当社の目的は会員のメリットになることを考え、その上で収益の出たものを、北海道歯科医師会及び各郡市区歯科医師会に還元し、会の運営に貢献することです。

取扱保険会社と保険の種類は次の通りです。

生命保険の取扱会社

日本生命・第一生命・明治安田生命・住友生命・損害保険ジャパンひまわり生命
かんぽ生命・アメリカンファミリー・アリコジャパン・AIGスター生命

* 生命保険の種類

①グループ保険

保険金額最高、65才までは普通死亡4,000万円、66才以上70才までは普通死亡1,000万円になります。

又、配偶者とお子様も一定の条件で加入出来ます。

本人・配偶者とも新規加入は50歳までです。

②終身保険……………定期的な資金づくりと一生涯にわたる保障をご希望される方へ

③養老保険……………財産づくりと保障をご希望される方へ

④定期保険……………割安な保険料でより大きな保障をご希望される方へ

⑤個人年金保険………豊かな老後資金づくりと一生涯にわたる保障をご希望の方へ

⑥新グループ医療保障保険…病気・ケガによる入院時の資金準備をお考えの方へ

⑦ガン保険……………万一ガンにかかったとき、安心して治療に専念したいとお考えの方へ

⑧介護保険……………介護・痴呆に対する保障を希望される方へ

◎団体扱いにしますと個々で加入されるより毎月の保険料は
2%～4%程度お安くなります。

損害保険の取扱会社

損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険

* 損害保険の種類

① 医師賠償責任保険（団体割引20%適用）

- ・医療事故によって患者に与えた身体、財物の損害を支払います。又、診療所の建物や設備の欠陥、使用管理ミスにより患者に与えた身体、財物の損害を支払います。

内容は

- ・保険金額は100型対人1事故10,000万円、対人1年間30,000万円、対物1事故1,000万円です。

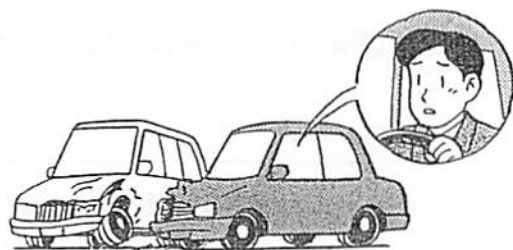
② 新型所得補償保険（団体割引30%適用）

- ・先生方が不慮の傷害事故や病気に見舞われた場合、休業中の喪失所得を月々補償し、個人の生活の安定を図ります。
- ・担保範囲は業務中から旅行、レジャーまで、また国内、外を問わず補償の対象となります。
- ・1口＝月額10万円で30口まで加入出来ます。
- ・補償額は平均月間所得額に対し、個人事業主は70%以下・給与所得者は50%以下の範囲内が基準となります。
- ・ガン補償も付保出来ます。
- ・長期で補償する所得補償ロングプランもございます。

③ 自動車保険（集団扱5%引）

- ・自動車事故で他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金を支払います。
- ・この自動車保険の主な補償内容は下記の通りとなっております。

- 1) 対人賠償保険
- 2) 対物賠償保険
- 3) 人身傷害補償保険
- 4) 搭乗者傷害保険
- 5) 車両保険



- ・この保険は対人、対物賠償事故の時、専門知識をもった担当社員又は弁護士が、被保険者が行なう被害者との示談交渉を契約者にかわってすすめます。

④ 積立家族傷害保険（集団扱5%引）

- ・先生の契約により、家族全員を日常でのケガをはじめ、交通事故や建物の火災によるケガ及び日常の生活において他人に損害を与えたときの賠償事故などを担保し、5年後には満期返れい金が戻ります。

⑤ 医療施設内包括機械保険

- ・医療施設内の機械設備に電気的事故、機械的事故、破損などのあらゆる偶然な事故による損害を担保し、事故が発生した場合、一事故50,000円を負担して頂き、残りは保険金額を限度に修理費等を実費でお支払い致します。

⑥ 火災保険（住宅総合保険、店舗総合保険）

- ・住宅及び診療所の建物、家財、診療用什器備品などが次に掲げる事故にあわれた場合保険金をお支払いします。
 - 火災、落雷、爆発、破裂による損害
 - 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突による損害
 - 騒じょう、集団行動、労働争議にともなう暴力行為、もしくは破壊行為による損害
- ・この保険は1回の保険金のお支払いが契約金額の80%を超えない限り何度でもお支払いします。

⑦ 団体傷害総合保険（随時加入）（団体割引30%適用）

- ・家庭内、職場内、通勤途上、旅行中など日常生活において、急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害に対して保険金を支払います。

⑧ ホールインワン付ゴルファー保険（随時加入）（団体割引20%適用）

- ・日本国内のゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンを行なった場合に慣習として負担する費用をお支払いします。
ただし、保険金額を限度とします。
- ・その他偶然な事故によって他人の身体や財物の損害を担保する賠償責任保険や、被保険者が所有するゴルフ用品（被服類を含みます）が盗難にあったとき、又はクラブが折損、曲損したときに担保するゴルフ用品保険がセットになっております。

⑨ 終身医療保険 (Dr. ジャパン)

特長

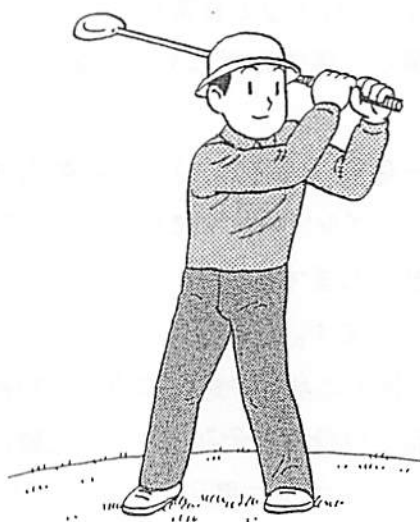
- ・ 病気、ケガの入院補償が一生涯続きます。
- ・ 1 日だけの入院もお支払いの対象になります。
- ・ 通算支払限度日数は1,095日<業界最高>
- ・ 三大疾病 (ガン・急性心筋梗塞・脳卒中) になったら以後の保険料は免除になります。
- ・ 保険料は集団扱契約の為、一般契約よりも平均約 9 %お安くなります。

⑩ 年金払積立傷害保険 (集団払 5 %引)

- ・ 損保版の個人年金型商品です。
- ・ 保険期間満了までの間、傷害による死亡・後遺障害を補償するとともに、保険期間の途中 (例えば60歳) から一定の給付金を年金としてお支払いする積立保険です。ゆとりある老後の生活を送るための必要資金を計画的に準備することができます。

⑪ 個人情報漏えい保険 (団体割引20%適用)

- ・ 個人情報漏えいしたことにより起因して、歯科医師が保険期間中に損害賠償請求を日本国内において提起され、法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害 (損害賠償金や弁護士費用等の支払い) や、各種費用損害に対して保険金をてん補限度額の範囲内でお支払い致します。



8. 幹 旋 融 資 制 度

* 日歯青色ローン

平成20年8月1日現在

区 分	短 期	長 期	
使 途	納 税 資 金 等	設 備 資 金 ・ 入 学 金 等	
融 資 限 度	500 万 円 以 内	2,500 万 円 以 内	5,000 万 円 以 内
返 済 期 間	2 年 以 内	15 年 以 内	
利 率	(金融情勢により変更あり、長期プライムレートが基準) 年2.1%程度		
担 保	不 要	不 動 産 又 は 有 価 証 券	
保 証 人	1 名 必 要	1 名 必 要 (配 偶 者 で も 可)	
返 済 方 法	元 利 均 等 返 済 (6 カ月以内の 措置ができる)	元 利 均 等 返 済 (1 年以内の措置ができる)	
取 扱 銀 行	都市銀行・地方銀行等 (信金・信組は不可)		
備 考	①銀行取引約定書 ②保証書 ③金銭消費貸借契約証書 ④印鑑証明書 ⑤幹旋融資申込書 ⑥借入申込書 ⑦確定申告書写 ⑧保証人明細		

* 北海道歯科医師会会員融資

平成20年8月1日現在

区 分	運 転 資 金	設 備 資 金
使 途	医 療 業 務 の 運 転 資 金	医 療 施 設 の 改 良 ・ 設 備 資 金
融 資 限 度	診療報酬の平均月額2倍以内 且つ500万円以内	5,000万円以内
返 済 期 間	2 年 以 内	10 年 以 内
利 率	(短期プライムレートが基準) 年2.1%程度	(長期プライムレートが基準) 年2.4%程度
担 保	不要、但し他に無担保借入がある場合は合算500万円	不動産又は有価証券
保 証 人	法定相続人1名の連帯保証人	左に同じ、必要に応じ2名
償 還 方 法	元 利 均 等 返 済	元 利 均 等 返 済
取 扱 銀 行	北海道銀行・北洋銀行	
備 考	①銀行取引約定書 ②保証書 ③金銭消費貸借契約証書 ④印鑑証明書 ⑤幹旋融資申込書 ⑥借入申込書 ⑦確定申告書写 ⑧保証人明細 ★社保又は国保診療報酬を融資申込み銀行の預金口座に振込	